相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区能見台東一一番、最後の住所横浜市金沢区能見台通一番九―三〇四号
被相続人　亡　齋藤將一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
横浜市中区常盤町一―二―一関内電子ビル三階A―一
相続財産管理人　弁護士　飯田　学史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区綱島上町一番地一、最後の住所横浜市港北区綱島上町一番地一グリーンサラウンドシティ四番街四一三号
被相続人　亡　林　純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号ミツハマビル四階
相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字箕和田一〇八八番地、最後の住所山形県西置賜郡白鷹町大字箕和田一一五二番地の九
被相続人　亡　渡部　周一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町柏二〇六九番地、最後の住所川崎市多摩区東生田一丁目二〇番五号ニュースカイハイツ一〇一
被相続人　亡　好村　公孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　柳町　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市緑ケ丘二丁目二七番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　向山　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
事務所岐阜県可児市広見一丁目一七番地大晃ビル二階　平井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平井　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所愛知県春日井市美濃町三丁目一九八番地
被相続人　亡　金山政男こと　金　在玉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
名古屋市中区丸の内三丁目二一番三一号協和丸の内ビル五〇一堤・安田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安田　昂央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市三味田町一七〇番地、最後の住所大阪府枚方市田口山一丁目三五番四―四〇一号
被相続人　亡　北崎　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階
相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市多伎町久村一三七番地二三、最後の住所島根県出雲市多伎町久村九〇二番地四
被相続人　亡　柳樂　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
事務所島根県出雲市渡橋町六一番地　一畑いずも渡橋ビル二階
相続財産管理人　弁護士　中井　洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市阿品三丁目一番、最後の住所広島県廿日市市阿品三丁目一番二―四〇六号
被相続人　亡　梅林　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
事務所　広島市中区上八丁堀五番一五号新沢ビル二〇一号室
相続財産管理人　弁護士　好永　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区湯来町大字白砂二〇〇五番地、最後の住所広島市佐伯区湯来町大字白砂二〇〇五番地
被相続人　亡　八田シゲノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
事務所　広島市中区住吉町一六番二〇号広発ビル四階
相続財産管理人　弁護士　金子　昌稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区大字板櫃二一四九番地、最後の住所北九州市八幡東区春の町一丁目四番一六号
被相続人　亡　大村キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
福岡市中央区舞鶴三丁目八番一〇号　古川司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　古川　国利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広長浜一丁目一六一二一番地二、最後の住所福岡市博多区博多駅前四丁目二二番二号特別養護老人ホームシティケア博多
被相続人　亡　尾形　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十九日
福岡市中央区舞鶴三丁目七番一三号
相続財産管理人　司法書士　鶴田　美里

第32期決算公告　平成28年3月29日

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
エイエムピー・アイオネクス株式会社
代表取締役　菊川　忠男

貸借対照表の要旨

（平成27年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	444,082
	固定資産	305,051
	合計	749,133
負債及び純資産の部	流動負債	298,621
	固定負債	137,350
	株主資本	310,990
	資本金	30,000
	利益剰余金	280,990
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	273,490
	（うち当期純利益）	(38,837)
	評価・換算差額等	2,170
	合計	749,133